

第3章 取手市における移動円滑化に関する目標と基本方針

1 取手市における移動円滑化に関する目標

取手市では、東京藝術大学取手校地の開学を契機として、「取手アートプロジェクト」などのさまざまな市民参画による芸術イベントが開催されるなど、市民と行政が一体となって「芸術の杜」を目指したまちづくりが進められている。また、古くから取手の人々とともに息づいてきた利根川に代表される緑豊かな自然や水戸街道の宿場町としての歴史や文化も取手らしさを演出し続けている。

この取手市移動円滑化基本構想では、高齢者や身体障害者をはじめとするすべての人々が、安心・快適に各家庭から目的地までを継ぎ目なく移動でき、芸術・歴史・自然に触れあえるよう、市民、公共交通事業者、行政等すべての人が協力して「安心・快適なバリアフリー交通環境づくり」の実現を目指す。

基本目標

誰もが安心・快適に移動しやすく

緑豊かな自然と芸術・歴史に触れあえるま

2 基本構想の目標年次

本基本構想における重点整備地区の整備目標年次は、国の基本方針に基づくほか、本市の高齢化率が平成22年に24.6%と4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会が到来すると予想されていることなどから、**平成22年**とする。

重点整備地区以外の区域においては、中長期的に各地域の市街地整備や都市施設整備と一体的にバリアフリー化を推進する。

なお、本基本構想の目標年次は、関連する諸計画等の見直し、社会情勢の変化や地域の実態等を踏まえ、必要な場合には見直しを行っていく。

3 取手市における移動円滑化に関する基本方針

「誰もが安心・快適に移動しやすく緑豊かな自然と芸術・歴史に触れあえるまち」という取手市における移動円滑化に関する目標を実現化するため、次の5つの基本方針を設定する。

1) 安全で快適な移動円滑化ネットワーク実現

高齢者や身体障害者のみならずすべての人々が安全かつ快適に移動できるよう、公共交通網と歩行者交通網との継ぎ目ない移動円滑化のネットワーク化を構築する。

このため、JR及び関東鉄道常総線の各駅及びその周辺については、移動円滑化のための措置を講ずることとし、特に取手駅及び戸頭駅周辺はより重点的かつ一体的に移動円滑化を推進する地区として総合的・連続的な整備を推進する。

また、交通バリアフリー化は、高齢社会が進展するなかで継続的に取り組むべき課題でもあるので、中長期的な視点を見据えて段階的に整備を推進する。そのため、取手市においては、2010年までに重点的にバリアフリー化に取り組むべき地区及び経路を「重点整備地区」、「特定経路」として位置付け、その後も継続的にバリアフリー化を推進する経路を「準特定経路」として位置付ける。さらに、重点整備地区以外の地区において、特に整備を要する地区と路線は「その他の整備を要する路線」として位置付けるものとする。

2) 安全で快適に誰もが利用しやすい交通環境の実現

車いすによる乗り降りが可能な鉄道・バスの車両を導入するとともに、市内の鉄道駅やバス停留所、駅前広場などについても、昇降施設や情報案内施設の整備を図るなど、誰もが安全かつ快適に利用できる公共交通機関の整備を推進する。

取手市としても公共交通事業者に対してバリアフリー化事業に関する支援策を実施し、バックアップ体制を整えていくとともに、現在運行中である福祉施設巡回バスのサービス向上や、新たな移動手段の検討などきめ細かいサービスが可能となるよう交通環境の充実を推進する。

3) 誰もが使いやすい施設づくりの実現

「茨城県人にやさしいまちづくり条例^{※7}」や「ハートビル法^{※8}」により公共施設内のバリアフリー化を進めるとともに、多くの市民が利用する商業・業務施設に対してもバリアフリー化に対する協力を要請する。また、これら施設と歩道との境界部での段差改善を図り、施設内までのスムーズな動線の確保による誰もが使いやすい施設づくりを推進する。

※7 高齢者や身体障害者を含むすべての人の利用に配慮するように、建築物、道路、公園等の整備の基礎的な基準を定めた県の条例。

※8 高齢者及び身体障害者等が、円滑に利用できる建築物の建築促進を図るため定められた法律。対象となる不特定多数の人々が利用する建築物の建築主は、建築のバリアフリー化に努力するよう規定されている。

4) 心やさしいまちづくりの実現

バリアフリー化された都市環境の実現のためには、駅や車両、歩道などの整備ばかりでなく、市民一人ひとりの理解と協力による「心のバリアフリー」への取り組みが大切である。

このため、地域社会全体が相互にそして積極的に協力し合うことができるよう、ボランティア活動への支援や生涯学習や学校教育での学習機会の提供など、心のバリアフリーが社会に浸透していくための啓発活動を推進する。

5) 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の実現

“利用する人の心”を持ったバリアフリー化社会の実現化を図るためには、公共交通、道路交通、交通安全の各事業者と市民そして行政が協働しつつ、それぞれの役割を果たしていくことが大切である。

そのため、公共交通事業者や交通安全事業者及び道路事業者などによる各事業の一体的・総合的な推進を図るとともに、市民のみなさんの主体的な取り組みのための環境づくりを推進する。